

別紙

「(仮称) 四浦半島風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社（以下「本事業者」という。）が、大分県佐伯市及び津久見市において、最大で出力 34,400kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居、福祉施設及びその他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響の予測結果が、一部の調査地点において指針値を超過しているほか、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、複数の住居において、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの干涉行動を含む飛翔が複数確認されているほか、サシバ、ノスリ、ハチクマ等の渡りの飛翔が確認されている。

さらに、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理道路の新設・拡幅等により土工量が多くなっている。

くわえて、対象事業実施区域内の広い範囲に大分県立自然公園条例（昭和 32 年条例第 74 号）に基づき指定された豊後水道県立自然公園が存在しており、対象事業実施区域の周辺には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された日豊海岸国定公園が存在している。他にも、対象事業実施区域の周辺には、豊後水道河津桜まつり会場が存在しており、工事関係車両の主要な走行ルート沿いには河津桜が多数存在している。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響の予測結果が、一部の調査地点において指針値を超過している。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、複数の住居において、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

このため、騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、以下の措置を行うこと。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置等について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、予測及び評価を再度実施すること。また、その結果に応じて、環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載するとともに、騒音の予測結果が指針値を超過する住居の住民等を含む地域

住民が適切に把握できるよう、環境保全措置等の対応方針及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、稼働調整、騒音レベルの異なる運転方法、遮光カーテン、ブラインドの設置等の環境保全措置を検討した上で、適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの干涉行動を含む飛翔が複数確認されているほか、サシバ、ノスリ、ハチクマ等の渡りの飛翔が確認されている。

また、対象事業実施区域内に行動圏が重複していないと予測されているものの、対象事業実施区域の周辺では、クマタカのペアによる営巣が複数確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア バードストライクの発生の可能性を低減するために、クマタカの飛翔やサシバ等の渡りの飛翔が多数確認された風力発電設備について、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無及びクマタカ等の飛翔状況の変化に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、バードストライクが確認される等の重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装や稼働調整等を含む、より効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 土地の改変に対する環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理道路の新設・拡幅等により土工量が多くなっていることから、これらの設計及び工法に関して、更に詳細な検討を行い、土地の改変を可能な限り減らし、切土量及び盛土量の少量化を図るとともに、土地の安定性を確保すること。また、風車ヤード、道路を問わず、濁水の発生防止や土砂の流出について検討し、必要な対策を講ずること。

(4) 景観に対する影響

対象事業実施区域内の広い範囲に大分県立自然公園条例に基づき指定された豊後水道県立自然公園が存在しており、また、対象事業実施区域の周辺には、自然公園法に基づき指定された日豊海岸国定公園が存在している。当該県立自然公園及び国定公園内には、「四浦展望台」、「瀬会公園」及び「かみうら天海展望所」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、当該県立自然公園及び国定公園からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、既往の学術的知見等に基づく眺望保全のための措置を講じた複数パターンのフォトモンタージュを作成すること等により、風力発電設備の配置等について検討し、その結果について当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえて客観的に確認した上で、本事業の実施による景観への影響を極力低減すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、豊後水道河津桜まつり会場が存在しており、工事関係車両の主要な走行ルート沿いには、河津桜が多数存在していることから、桜の開花時期においては、工事用資材等の搬出入や建設残土の搬出等に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用やアクセス等への影響が懸念される。

このため、幅広い工事情報の提供や、利用者の多い時期の作業を可能な限り控える工事工程とする等の措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。